

議案第37号

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年備前市条例第210号)の一
部を次のように改正する。

第17条第2項中「当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務
しないこと」を「備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規
定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条
に規定する高齢者部分休業及び備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3に規定す
る子育て部分休業」に、「当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する
者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある
ものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇」を「同
条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(同条例第15条の2に規定する介護時
間」に、「当り」を「当たり」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号参考資料

備前市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(同条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(同条例第15条の2に規定する介護時間</p> <p>をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと</p> <p>をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。</p>